

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 文部科学省 ）

制 度 名	学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>学校法人に対する個人からの寄附に対する税額控除が適用される対象となる学校法人が満たすべき一定の要件として求められている、①法人に対する寄附実績に関する要件（パブリック・サポート・テスト）及び②法人の情報公開に関する要件（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第二号）のうち、①の寄附実績に関する要件を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="826 808 1489 936"> <tr> <td data-bbox="826 808 1190 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1190 808 1489 936">▲ 2,700 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 2,700 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 2,700 百万円 （ - 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人材養成の場であるとともに知の拠点であり、「新しい公共」の担い手でもある学校法人は、その設置する学校が知識基盤社会の活力を生み出す源泉であり、私立学校の教育研究活動等の推進は、わが国の将来の発展につながるものである。また、これからの大学等については産学連携や社会人の再教育等を通じ社会への貢献を果たしていくことも求められている。</p> <p>また、学校法人は、近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しさが増しており、そのような中で寄附等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。</p> <p>寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を整えて個人からの寄附を促進し、安定した学校法人の運営を行うため、本措置が必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 23 年度の税制改正により、個人が学校法人等に寄附した場合の税額控除制度が導入され、個人からの寄附を促進する環境が拡充されたところであるが、制度の適用を受けるためには、学校法人は過去 5 年間（平成 25 年までは 2 年間）に年間 3000 円以上の寄附を年平均 100 人以上受け入れているという要件（パブリック・サポート・テスト）等を満たす必要がある。一方で、学校法人には、学校種や形態、規模が異なる多様な形態の法人があることから、特に幼稚園や小・中・高校のみを設置する小規模の法人等が要件を満たすことは困難である。</p> <p>（なお、寄附実績に関する要件のうち、総収入に占める寄附金収入の割合が 20% 以上の要件については、学納金収入が収入の大部分を占める学校法人の特性上、これを満たすことは困難である。）</p> <p>私立学校は、私人の自主的な取り組みとして、その財産を投じて公の性格を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合も残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また運営について国や地方公共団体から補助金を受けているが、収入の大半は学生・生徒からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、地域住民や学生・生徒、卒業生等が学校運営を支える「新しい公共」を担う主体である。</p> <p>このような学校法人の公共性に鑑みれば、過去の寄附実績に関わりなく、等しく税額控除の適用を受けることが適当であり、寄附者実績に関する要件を廃止することが必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興																						
		政策の達成目標	教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。																						
		租税特別措置の適用又は延長期間	なし																						
		同上の期間中の達成目標	学校法人の経営基盤の強化と私立学校における教育研究活動の活性化に向け、本制度を活用しつつ寄附の増加や寄附文化の醸成を図る。																						
	政策目標の達成状況	学校法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。																							
有 効 性	要望の措置の適用見込み	大学等を設置する学校法人（文部科学大臣所轄） 688 法人 高校以下の学校のみを設置する学校法人（都道府県所轄） 7,267 法人																							
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>学校法人に対する個人からの過去の寄附実績は以下のとおりであり、税額控除については導入初年度であるため、今後の動向を注視する必要があるが、制度が拡充された際には、一層、寄附者や寄附額が増加するものと考えられる。</p> <p>1. 寄附者数 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>219,085</td> <td>197,264</td> <td>142,035</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。</p> <p>2. 寄附額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,308,995</td> <td>19,405,103</td> <td>19,208,251</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。</p>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	学校法人	—	—	219,085	197,264	142,035		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																				
学校法人	—	—	219,085	197,264	142,035																				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																				
学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103	19,208,251																				
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 法人から学校法人に対する寄附金の特別措置（法人税法第37条） 個人から学校法人に対する現物寄附に係る譲渡所得の非課税措置（租税特別措置法第40条） 																							

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(平成23年度当初予算) ・私立大学等経常費補助 3, 210億円 ・私立高等学校等経常費助成費等補助 1, 002億円</p>																					
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>例えば、学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。 一方、教育等の公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。寄附の確保・増加に向けた取組は、このような観点から、各法人等が自主的に行っているものであり、寄附金控除に税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすることにより寄附者が寄附しやすい環境を充実することは、寄附の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援するものとなる。 このように、国等による助成は法人等を直接支援するもの、また、寄附税制は法人等に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営に資するものとして、重要な役割を果たしており、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるように国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。</p>																					
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>学校法人等に対する個人の寄附に関する税制優遇措置の適用実績は、平成20年分において、寄附者が20万8千人、寄附金控除額が336億円と多くの適用実績がある。政府において、寄附金控除について税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすれば、特に少額寄附の促進が期待でき、寄附実績の拡大や寄附文化の醸成を図ることができる。</p> <p>(特定公益増進法人等に対する個人の寄附に係る所得控除の適用状況)</p> <table border="1" data-bbox="550 1339 1444 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用者数(万人)</td> <td>13.7</td> <td>16.1</td> <td>15.6</td> <td>18.4</td> <td>20.4</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>所得控除額(億円)</td> <td>252</td> <td>245</td> <td>269</td> <td>362</td> <td>304</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	適用者数(万人)	13.7	16.1	15.6	18.4	20.4	20.8	所得控除額(億円)	252	245	269	362	304	336
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度																		
適用者数(万人)	13.7	16.1	15.6	18.4	20.4	20.8																		
所得控除額(億円)	252	245	269	362	304	336																		
<p>これまでこの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>導入初年度であるため、今後の動向を注視する必要がある。</p> <p><参考> 平成23年7月22日現在で文部科学省所轄学校法人688法人のうち、132法人が税額控除の対象法人である旨の証明申請を希望。</p>																					
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>																					

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>導入初年度であるため、今後の動向を注視する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>拡充（平成 23 年度に税額控除制度の創設を要望）</p>